

令和5年総務常任委員会概要記録

(会期中)

— 第1号 —

○日時 令和5年3月2日(木) 午前9時30分～午後4時37分

○場所 議場

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	村尾光子	副委員長	○	松山裕
委員	○	坂倉司	委員	○	西本由利子
委員	○	石川信夫	委員	○	秋山幸男
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
総合政策部長	小谷野雅美	総務部長	手塚均
市民生活部長	直井満	会計管理者	関久雄
総合政策課長	伊澤巳佐雄	市民協働推進課長	西松治彦
総務人事課長	荻原剛	財政課長	倉井和行
契約検査課長	野口政人	税務課長	長塚章
安全安心課長	高山正勝	市民課長	根本宣明
環境課長	篠崎国男	行政委員会事務局長	黒川信夫

事務局			
職	氏名	職	氏名
事務局長	五月女治	議事課長	篠崎正代

○議員傍聴者 五戸豊弘議員、加藤好雄議員、鈴木一司議員

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 村尾光子 委員長、石田陽一 議長、坂村哲也 市長

3. 概要録署名委員の指名 坂倉司 委員

4. 事 件

(1) 付託議案等審査について

現地調査

- ・庁舎1階マイナンバーカード特設会場
- ・自治医大駅自転車駐車場
- ・コミュニティセンター友愛館
- ・旧国分寺西小学校グラウンド
- ・石橋駅自転車駐車場
- ・栄町コミュニティセンター

補足説明

- 総務部長： 昨日の総括質疑における加藤議員の質問について、この場でお答えする。議案第14号「下野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」は、デジタル社会におけるデータ流通と個人情報の保護の強化を図るため、改正個人情報保護法が施行されることになり、その一部を条例で定める必要があるため上程する。質問の1点目、誰の視点から特定の個人を識別できるのか、氏名・生年月日を削除すれば個人情報でなくなるのか、についてお答えする。個人情報の定義は、個人情報の保護に関する法律第2条において、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるもの、と定義されている。個人によって、特定の個人を識別する情報に違いはあるが、誰か1人でも特定の個人を識別できる情報となれば、それは個人情報となり、その判断は実施機関が判断する。したがって氏名や生年月日を削除したとしても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものは個人情報として取扱うこととなる。質問の2点目、個人情報ファイル簿はどんな時に作成するのか、についてお答えする。個人情報保護法及び同法施行令において規定されており、1,000人以上の個人情報を保有しているものについてはファイル簿を作成し、公表するとしている。例えば住民基本台帳、課税台帳といったものがこれにあたる。

議案第1号 令和4年度下野市一般会計補正予算（第7号）【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]

22款4項3目 雑入

- 秋山委員： 栃木県との相互交流派遣職員費負担分について減額となっており、歳出2款1項1目負担金でも800万円の減額である。令和4年度に交流できなかった要因を伺う。
- 総務人事課長： 毎年県に職員派遣を要望しているが、現実的には県での職員

不足もあり、平成 29 年までは実施できていたが、それ以降の派遣はなく毎年補正で減額する結果となっている。

- 秋山委員： この派遣事業は有効な事業であると思っている。県で様々な事業の補助金があり、その時は農業の話が出た中でだが、現場を分かっていないで補助金設定をしている。地方に派遣事業できていただき、状況を分かったうえで適切な予算措置ができれば、県にとっても市町村にとっても良いことだと思う。全く見通しがいいのか。復活させて交流することでお互いのレベルアップを図れると思う。再度要望を出してもらいたいと思うが対応を伺う。
- 総務人事課長： 有効な派遣事業ではあると思うが、今までの要望が都市計画部門等の技術職にきていただくものであった。ご提案のように農政部門等、別の部門での職員派遣も考えられると思う。県人事課とのヒアリングにおいて話題にしていきたい。
- 秋山委員： 補正から少し逸脱するが、現在市で社会福祉協議会との人事交流はしている。これにより社会福祉の現場が分かる。また、戻ってきて施策を勉強できる。市ではこの交流事業を今後どのように考えているか。
- 総務人事課長： 今回のケースについては県の職員に来てもらうという形だが、逆に市から県や外郭団体に派遣もしている。今回は県の建設・土木部門に技師を派遣する事業を行っている。また、市町村課にも毎年行政・財政部門に派遣をしている。来年度については、新たな取り組みとして、国の外郭団体であるふるさと財団への派遣を予定している。市から職員を派遣することは行っているが、県からは来ていないという状況である。
- 秋山委員： 県の状況を加味するのが難しいというのは理解した。また、派遣職員が県への派遣期間を終えて戻ってきた際に、適材適所において仕事ができないことがある。人事の関係で思うようにいかない部分もあると思う。派遣から戻ってきた時に、その部門でしっかりと成果が出て、引き継いでも大丈夫だとなってから異動となるよう総務人事課で管理していただきたいと思う。

[歳出]

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第 2 号 令和 4 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第3号 令和4年度下野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第6号 令和5年度下野市一般会計予算【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]

1款1項 市民税

- 石川信夫委員： コロナ禍からの回復で全体的に収入が増えるの見込んでいるのだろうが、附属資料1ページの本市の財政状況で「**税込確保は不透明な状況**」とあるが、歳入（1）市税では「**コロナ禍からの回復傾向が見られるとして増収を見込む**」とあることについて伺う。去年は落ち込んだわけではないのか。
- 税務課長： 新型コロナの関係について、**税込の見込みについては増収を見込んでいる**。ただし、新型コロナは終息はしていないので、1ページでの指摘については見通しはたっていないという意味合いでの説明である。もしこの後、国の方から徴収猶予や減額などの改正がある場合、**税込が減る可能性があり、その意味合いで税込確保は不透明と説明している**。書き方がわかりづらい部分があるが、**税込についてはコロナからの回復を見込んでいる**。
- 石川信夫委員： 昨年1月から10月までの倒産件数が増えている。また、これから無利子無担保融資の返済が始まるが、どのように見込んでいるか。返済できずに倒産したり、税金の滞納、生活保護も増えているという新聞報道もある。見通しを伺う。
- 税務課長： 収入が増えていかないと返済は大変であるため倒産や離職につながると思うが、**市民税は前年の所得をもとに賦課しているため、調定の算出は、コロナからの回復傾向での増収の見込みをにかけている**。返済できず税が納められない場合は、徴収率に影響が出る。現在のところそれを考慮して出しているわけではないが、当初予算では**確実に見込める調定と徴収率で算出しているため、歳入できる額という見込みで算出している**。

15款1項3目 衛生使用料

- 石川信夫委員： 市営墓地使用料について、新しいものから古いものまでであると思うが使用料は一律か。また、購入した場合は含まれるのか。
- 環境課長： 市内には現在、三味場墓地、国分寺釈迦堂霊園墓地、サイ川霊園墓地、柴南霊園墓地、柴木間内墓地、すがた川霊園墓地がある。それぞれ使用

料が決まっており、三昧場墓地は8万円、国分寺釈迦堂霊園墓地は30万円、サイ川霊園墓地は23万円、柴南霊園墓地は27万円、柴木間内墓地は17万円、すがた川霊園墓地は32万円であり、購入費用ではない。利用後の使用料の返還はしないが、未使用での返還は手続きをして返還しているところである。また、過去に古い墓地については返還の規定がなかったため、別途返還した経緯のものもある。

15 款 2 項 2 目 衛生手数料

- 石川信夫委員：市営墓地共用施設管理手数料について、区画の管理手数料は同じか。
- 環境課長：それぞれの墓地の造成時に金額を定めており、年間、三昧場墓地は2,000円、国分寺釈迦堂霊園墓地、サイ川霊園墓地、柴南霊園墓地、柴木間内墓地は850円、すがた川霊園墓地は普通墓地が3,000円、芝生墓地が4,000円である。なお国分寺釈迦堂霊園墓地、サイ川霊園墓地、柴南霊園墓地、柴木間内墓地は別途1,000円の支払いで墓地内の除草作業も請け負っている。

16 款 3 項 1 目 総務費国庫委託金

- 秋山委員：自衛官募集事務費委託金について、どのような団体等に委託して募集しているのか、実績はどのようなか伺う。また、本市における自衛官の人数について伺う。
- 安全安心課長：5万1,000円については、自衛官募集に係る国から市への委託金であり、これを受けてどこかの団体に委託するわけではなく、募集に係る啓発等の活動に支出している。下野市自衛隊家族会や委嘱されている自衛官募集相談員とともに募集に係る啓発活動を行っていく内容である。本市の自衛官の人数については後ほど報告するが、新入隊員数は令和3年度3名、令和4年度4名で、令和5年度は9名が入隊予定である。
- 秋山委員：啓発活動を行うということだが、啓発を行う方への謝金などはあるのか。委託金は啓発用消耗品等に使用するのか。また、入隊数が増えてきているが、それに伴って委託金額が増えるということはないのか。
- 安全安心課長：啓発活動に従事する方への報酬は、支出していない。下野市自衛隊家族会に対しては、市から補助金として年間3万円を交付している。啓発活動は会員の中から手伝っていただいている。そういった方に対して、家族会の方から報酬や費用弁償も支出されていないと考えている。自衛官募集相談員については、自衛隊栃木地方協力本部で委嘱しているため市からの報酬等の支出はない。ボランティアという形で従事していただいている。入隊の増減に伴い補助金が増減される制度にはなっていない。ただ令和5年度については募集事務の重点市町村となったことで、前年比で委託金が1万円増額となっている。

- 秋山委員：本市には基地もあり、関わりも強く必要なことかと思うが、啓発活動するにあたり、自衛隊は4月入隊が主で、途中入隊はあまりいないのではないか。啓発活動の時期がポイントになると思う。5・6月の就職先が決定した後に希望条件や個人の意図や志からというのはあるかもしれないが、今まで本市ではいつ頃行っていたのか伺う。
- 安全安心課長：令和3年度の啓発活動の実績としては、7月に道の駅で啓発活動を行っている。毎年3月には、直接的な募集活動ではないが新入隊員の激励会を実施している。
- 秋山委員：日本全体における自衛隊という括りの中であれば道の駅での啓発は有効であるが、下野市民の中の自衛隊候補を啓発するためには関係性が薄い場所であり、市民へ啓発するための場所として道の駅は最良の場所ではないと思う。全国区の中で啓発するのであれば道の駅は有効かと思うが、市内でとするならばうまくマッチングできるような行事等、別の策も検討課題としていただきたい。
- 安全安心課長：道の駅での啓発活動以外には、通年で市内の看板や横断幕、広報誌等やデジタルサイネージでの広報をしている。行事での市内市民向け啓発活動については、家族会や栃木地方協力本部と協議し有効な啓発活動を実施検討していきたい。
- 秋山委員：自衛隊で災害復旧などを行っているが、その様子を産業祭などでパネル展示を行うこともある。限られた予算の中なので難しいと思うが、災害対応や世界への派遣などにフォーカスして啓発することも必要である。
- 安全安心課長：先ほどの質問についてお答えする。本市に居住している隊員数については不明だが、合併以降の入隊者数については73名となる。そのうち除隊した方などの情報は分からないため、あくまで本市出身の入隊者ということである。

17 款 3 項 1 目 総務費 県委託金

- 秋山委員：統計調査費委託金における住宅・土地統計調査委託金の内容について伺う。
- 総合政策課長：内容として、調査期日を10月1日として住宅・住宅以外に居住する建物に関する実態、現住居以外の住宅及び土地の保有状況、住宅等に居住している世帯に関する実態を調査する。調査区は国が指定する128区で1調査区あたり17住戸を選定し、調査員54名、指導員12名で実施する。指導員等への報酬及び調査に係る事務用消耗品に対し交付されるものであり、補助率は10分の10である。
- 秋山委員：経費の部分は理解した。統計調査を行ったものは市にどのようにフィードバックされ活用されるのか。
- 総合政策課長：住宅に居住しているかを調査し、世帯に関する現状と推移を

全国及び地域別に明らかにすることによって、市にとっても住宅・土地関連の施策の基礎資料として活用することを目的としている。

- 秋山委員： 実際に統計結果はこういう傾向であるから危惧すべきといった時に施策を先駆けて対応することもできるのではないか。市に限らず、対象となった市町村にフィードバックされていくようなシステムになっていかないと目に見えてこない。課題の発見等に有効活用できるよう、やっていただければと思う。
- 総合政策課長： 5年ごとに実施しているものであるが、住宅における世帯数の状況や空き家など、5年ごとの推移が見えてくる。住宅関係の施策につなげていければと考えている。

18 款 1 項 1 目 財産貸付収入

- 秋山委員： 行政財産賃貸料について、主な内容を伺う。
- 総務人事課長： 予算書では 1,307 万 2,000 円となっているが、226 万 2,000 円が所管分であり、主に農業公社の賃借料、玄関にある大きなパネル広告のシテナビタの広告収入等である。

19 款 1 項 1 目 指定寄附金

- 西本委員： ふるさと寄附金については、制度開始以来苦労している状況だと思う。全国で 25%の自治体が赤字とのことである。黒字でも 8割の団体が国に見直しを求めている。下野市でも赤字が続いていると思うが、令和 5 年度はどのように予測しているのか。また、赤字を黒字に変える方策を考えているのか。
- 財政課長： まず令和 4 年度は、今まで農協に協力をいただいていた部分について、イチゴや農作物を積極的に出していただくこととして了解を得ている。また、Webサイトを 2か所から 6か所とし、4か所増やして対応することとした。4か所でおおむね 200 万円程度の寄附金が集まっている。現状では 1,500 万円程度を超えたところである。令和 5 年度に向けては、自治医科大学病院の人間ドックのチケットの自動販売機を健診センター内に設置させていただくことで進めている。例えば健診で来た市外の方がその場で支払ってすぐ使えるということで、単価も大きく寄附金が延びることを期待して進めている。また、コロナ禍の中での全国的な傾向として、返礼品では日用品とブランド力のある品の需要が高く、丸大ハムで三越のソーセージを製造していることから、三越側とも協議し、三越のふるさと納税サイトで扱ってもらうこととして進めている。三越の顧客により大きな金額が動くことを期待している。
- 西本委員： 赤字は大きくなっているのか。小さくなっているのか。
- 財政課長： 令和 4 年度の流出額はまだ出ていないが、全国的な流れを見ると

前年度以上に流出額が大きくなるのではないかと思っている。最終的に6月ごろに結果が出る。

20 款 2 項 基金繰入金

- 秋山委員： 減債基金繰入金について、令和4年度の見込み額が少ない状況になっているが、財源の確保についてどのような予測をされているのか。資料作成時とは違ってくるかと思うが、10億円も減額となる理由について伺う。
- 財政課長： 財政調整基金については、令和4年度末の7号補正において、22億円と概ね令和3年度末と同額となるが、減債基金については補正を行っても約7、8億円低い。これは9月の決算時基金繰入れした際、減債基金より公共施設整備基金に多く戻していることによる。財政調整基金と減債基金と公共施設整備基金の3つを、令和3年度末と令和4年度末で比較して見ていただきたいが、合計では1億1,000万円程度低くなっている。令和5年度当初予算で繰入れ、9月にどのくらい戻るかは分からないが、どこに繰り入れるかは全体的に調整しながら考えていきたい。
- 秋山委員： 3つの基金の中で調整したということだが、公共施設整備基金を増やした理由を伺う。
- 財政課長： 公共施設整備基金は、特定目的基金として公共施設整備に幅広く使えるものである。普通交付税が少しずつ上がっている中、県との話の中で、今後財調や減債基金等に対し、国が調査に入るとの情報があった。実際に財調があると交付金にも影響があるかもしれないとの話で、それらを加味して目的基金に多くを積み立てた。まずは幅広く使える公共施設整備基金に積み増した。
- 秋山委員： 公共施設マネジメントでも使うことから公共施設整備基金に入れたということである。財調についても、仁良川地区土地区画整理事業で使ったらどうかと提案し、総務部長からも縛りが緩くなったので使っていきたいということだったが、国としてはよくないということで財調や減債に振り分けるよりはよいということでよいか。
- 財政課長： その通りだが、国からはっきりとした話があったわけではない。県との話の中でそのような動きがあるとのことでの対応である。
- 総務部長： 補足するが、財調ではなく地域振興基金が今までソフト事業に限られていたのが緩くなったので、柔軟に使いたいという考えから増額した。公共施設整備基金は、公共施設マネジメント事業も今後多額の費用が必要となり、また、ハード事業に特化した特定目的基金として今年度の複合施設等の大規模施設整備事業で投入しているので、バランスをとった形となる。

22 款 1 項 1 目 延滞金

- 石川信夫委員： 市税延滞金が増加しているということは、滞納者が増えている

るのか。

- 税務課長： 現在徴収に力を入れており、徴収率は改善し、滞納額なども減ってきている。滞納は減ってきているが、長く滞納している方の古い分について延滞金がかかり、その分が増えている状況である。

22 款 4 項 3 目 雑入

- 石川信夫委員： 防災ラジオ販売収入の見込み台数を伺う。
- 安全安心課長： 10 万円の内訳として一般販売分 2,000 円×25 台、及び 75 歳以上世帯販売分 1,000 円×50 台を見込んでいる。

[歳出]

一般職給与費

- 秋山委員： 職員総数 741 名であるが、採用と退職のそれぞれの予定人数を伺う。定年延長制度の調整段階で職員数が増えることで給与費は増額する一方、人が増えることで残業時間が減り、給与総額が変わらないのであれば理解できるが、まるっきり増額というのはいかがなものかと思う。効率的な仕事をしてカバーできるのであればよいが、今後の職員教育における考え方を伺う。
- 総務人事課長： 今年度定年退職者は 7 名、普通退職者は 1 名、新規採用者は 12 名である。新規再任用者は 6 名を見込み、10 名程度の増である。今後定年延長で定数が上回った時の給与費について、人数に伴って増えるのが一般的な考え方かと思うが、会計年度任用職員や、全体的な人件費のバランスをとるべきであり、また、開発事務等、県から移譲された新たな事務も増えているため、そのカバーをするため微増はやむを得ないかと考えている。ただ、定年延長者は 7 割の給与ということで新規採用者より若干上だが、平均より少し低いくらいになるため、総額はできるだけ抑えるという考え方である。
- 秋山委員： 難しいと思うが、決算審査の時によく確認したい。管理職から再任用となると一般的に肩の荷が下りるのが事実だと思う。勤務をしながら、一方で人を育てるということも大きな仕事だと思うので、将来的にプラスに返ってくればよいと思う。

2 款 1 項 1 目 一般管理費

- 西本委員： ハラスメント相談について、昨年より若干増額したのは、必要となる現状があるのかを伺う。
- 総務人事課長： 相談件数は若干増えており、総務人事課内でも相談体制をとって対応しているが相談しづらいという方もいることから、相談体制を充実していくため、保健衛生事業団の専門の産業カウンセラーに委託し、ホットラインを今年から設置していることによる。
- 西本委員： ハラスメントの内容はどのようなものが増えているのか。
- 総務人事課長： パワハラとセクハラがあるが、パワハラが多くなっている印

象がある。

2款1項1目 一般管理費

- 西本委員：中学生平和派遣団について、今年度コロナで実施できず、来年度実施するとは思いますが、増額している内容を伺う。
- 総務人事課長：令和4年度実施できなかったが、募集をかけて選考し、2週間前くらいに新型コロナの流行状況で中止になったことがあった。参加を予定していた生徒たちから手紙や要望などをいただき、来年度一緒に行くことにしている。対象生徒は中学3年生となるので、受験等に支障がない範囲で参加していただくこととしたため、ほぼ倍の金額となっている。
- 秋山委員：中学生平和派遣の効果は大きいものがあると思う。報告書を読むと、平和に対する考え方がしっかりと持っており、良い事業だと思っている。これを代表者ではなく修学旅行で実施するのはどうか。代表者だけに経験してもらうのではなく、多くの中学生に経験してもらおうと良いのではないか。全員で広島に行って、平和について、核について共通認識を持てるようにしたら良いと思う。予算の所管なので、実際の内容は教育委員会所管であり、調整は難しいと思うがぜひとも検討していただきたい。

2款1項1目一般管理費

- 秋山委員：訴訟事務顧問弁護士委託料は、法律相談を行う顧問弁護士に対する費用か。
- 総務人事課長：現在市で抱えている1件の訴訟案件のための弁護士費用となっており、法律相談については非常勤職員報酬が顧問弁護士の相談業務の費用となっている。
- 秋山委員：公金詐欺訴訟については以前に弁護士から辞退するとの話があったように記憶している。訴訟は継続しているが、弁護士費用は回収金に対し何%か、また1件につき1年間の弁護士料が予算化されているか確認する。
- 総務人事課長：その案件については、契約はなく弁護士への支払いは終了している。この委託料は現在の教育委員会関係の案件の費用である。
- 秋山委員：その訴訟の詳細については差し控えるようになっており、それ以来報告がない。状況くらいは議会に報告してもよいのではないか。所管は異なるかもしれないが、進捗についても最低限、裁判に差し支えない程度には報告義務があると思う。予算計上する上で説明するためとして、報告できるものを報告してほしい。

2款1項3目 広報広聴費

- 西本委員：広報広聴業務事務費について、ホームページ・LINE・ツイッター・メール配信などでの配信効果は上がっているのか。ホームページ等は委

託しているのかなどを含めて伺う。

- 総合政策課長： ホームページは委託である。アクセス数については、令和3年度340万件のアクセスがあり、令和4年度1月現在で260万件ほどである。月平均では、令和3年度が28万6,000件ほど、令和4年度が26万3,000件ほどであり、アクセス数は若干減少している。メール配信について、今年度からLINEを新規で取り入れ、5月中旬時点でメール配信登録者数が2,324人、LINE登録者数は222名である。様々なSNSツールを活用し、市の事業や災害情報を広く市民へ周知できるよう取り組んでいる。
- 西本委員： 今高齢者でもLINEを使用する方が増えている。LINE登録も促進してほしい。また、市民生活ガイドブックは年度初めに回覧で配布されているかと思うが、転入してきた方、自治会等加入していない方にも配布しているのか。
- 総合政策課長： 市民生活ガイドブックはポスティングシステムにより全戸配布している。また、市民課にも配置し転入してきた方に渡している。

2款1項3目 広報広聴費

- 石川信夫委員： タウントーク時手話通訳者謝礼の内訳を伺う。
- 総合政策課長： 1日3時間、2名、1人につき7,000円で計上している。また、交通費として旅費を1人あたり1,000円なので2,000円を3日間として6,000円計上している。
- 石川信夫委員： タウントークは年1回か。
- 総合政策課長： 年1回、秋に開催している。

2款1項3目 広報広聴費

- 西本委員： コミュニティFM番組制作・放送の3,000万円ほどについて、令和4年度も同額であり、FMの委託しているところが広告をとるなり努力をすと思うが、金額が変わらないということはどういう契約になっているのか。
- 総合政策課長： 昼の時間帯の「しもつけピタっとラジオ」の放送料である。そのほかスポットCMとして平日昼6回、夜1回、土日の昼9回の40秒の枠、及びインフォーマーシャル、時報、オリジナル番組、年4回の特別番組の放送料として昨年と同額計上している。スポンサー料として放送やマガジンの加盟、紙面広告等で年間700万円弱の収入がある。令和2年度は619万5,000円、令和3年度685万3,000円、令和4年度が見込みも含めて678万8,000円でありスポンサー収入については概ね同額となっている。
- 西本委員： FMラジオの聴取率について伺う。
- 総合政策課長： 把握していないため、後ほど報告する。
- 西本委員： FMゆうがおの冊子も、施設等で納品されたものの半分は余って

いる状況と伺った。それが聴取率にもつながっていると思うが、もらえるから努力しないということもある。聴かれていないのでは効果がない。編成の基本方針にもあるようにワイズスペンディングは大事なことであり、政策効果が乏しい歳出を効果の高い歳出へとはまさにそうである。FMが必要なのであれば費用対効果を考えてとことん効果的にできるような方法を業者とも揉まなければならないと考えるし、聴取率が上がらないのであれば縮小すべきである。価値をよく考え、効果が上がりづらければ縮小等も考える。庁舎1階にサテライトブースを作れば済むのではないかなど考えてしまう。聴取率について調べていただき見直していただきたい。

- 総合政策課長：聴取率について、ラジオの電波を受信しているかどうかというものは把握できない。テレビについてはビデオリサーチなど個別に料金を払って専用機器を設置し調べるが、ラジオは技術的にできない。ラジオについては、災害時の活用も含めて今後方向性を検討していきたい。

2款1項4目 財政管理費

- 松山副委員長：ふるさと納税返礼品発送委託料、ふるさと納税寄附者返礼品について計上されているが、歳入のふるさと寄附金は1,000円の計上であることについて説明願う。
- 財政課長：歳出については、目標額を2,000万円として算出したものである。歳入は科目存置として1,000円としている。補正で実績を歳入とする。
- 松山副委員長：3月で確定した額が分かるということで良いか。
- 財政課長：1月の補正予算の段階での数値であるため、その後3月までの分は次年度繰り入れる。赤字率等実績については6月頃になる。

2款1項6目 財産管理費

- 石川信夫委員：光熱水費について前年の2.5倍くらいになっているが、理由を伺う。
- 総務人事課長：電気料については、対前年比2.9倍、5,000万円程度を見込んでいる。ガスは、一部空調で使用するものであり、対前年比1.5倍、1,160万円程度を見込んだものである。その他水道料であるが、電気とガスの値上がりによる増額である。

2款1項6目 財産管理費

- 秋山委員：入札適正化委員会委員は4名と記憶しているが、報酬について、年2回の委員会開催ということであるが、些少であると思う。メンバーに対し報酬が少ないのではないか。また、技術専門員は外部であると思うが、委嘱するにあたっての勤務体系について伺う。
- 契約検査課長：お見込み通り、4名の委員であり、弁護士・公認会計士・大

学教授2名の構成で、年2回の1万3,000円で10万4,000円となっている。技術専門員については、特に建築工事部門で指導いただく形で週4回の勤務を予定している。

- 秋山委員：技術専門員は週4回とのことであるが、どこに勤務してどのような指導をしていただけるのか。また、入札適正化委員は専門家を呼んでいるので、通常2,3万円程度の報酬を支払うべきところではないか。委員会開催時期は入札を行う前、または後などタイムリーな時期に開催することがベストであると思うが、今まではどの時期に実施してきたか。一般質問の時にも総合評価落札方式について諮問をして意見を伺うべきではというような話をしたが再度確認する。
- 契約検査課長：入札適正化委員会の開催については、入札の過程を審査いただくため6月・11月の2回開催している。総合評価落札方式の入札要領についても定期開催時に指導いただくことを考えている。技術専門員の勤務先は契約検査課内の席であり、庁舎全体の事業、特に建築工事について助言いただくことを考えている。
- 秋山委員：技術専門員はどのような資格を持っているのか。
- 契約検査課長：1級施工管理技士であり、一般の会社で言えば監理技術者になれる方である。退職者等で会計年度任用職員として来ていただくことを考えている。

2款1項7目 企画費

- 石川信夫委員：シティプロモーションサイト管理運営について、減額している理由について伺う。
- 総合政策課長：シティプロモーションの一環でプチハピしもつけという専用サイトを運営している。国の地方創生臨時交付金を活用して運営してきたが、3年間の事業であり交付金が終了したことから、事業内容を見直し運営管理を中心に行っていくこととした。
- 石川信夫委員：PRには取り組んでいくということか。
- 総合政策課長：今までどおりこのサイトで様々な移住支援策や補助金等を紹介していく。また、新しい動画として、人気のあるかんぴょうの料理教室の動画の配信を予定している。
- 西本委員：サイトを時々拝見するが、見直すのにはいい機会だと思う。非常に様々な内容が掲載されており、カテゴリーがはっきりしないところがあった。交付金がなくなるので見直すとのことであるが、目的が達成されたかどうかで判断してほしい。サイトの閲覧数にはどのような変化があるか。
- 総合政策課長：アクセス数については、令和3年度は2万3,271件、令和4年度は1月末までで3万3,838件で伸びている。動画再生数は、令和3年度4万954件、令和4年1月末3万5,615件で同様に推移している。よりわかり

やすく、市のポテンシャルが高いことを、市内外・県外にアピールできるような形でサイトが運営できるよう取り組んでいく。

- 西本委員： プチハピしもつけサポーターによる一般参加型情報発信とあるが、サポーターはどのような方か。
- 総合政策課長： インスタグラムのプチハピしもつけ公式アカウントをフォローしてくれた方をプチハピしもつけサポーターとしている。個人のインスタグラムで市のおすすめスポット、お気に入りのシーン等をハッシュタグをつけて写真や動画を発信してもらい、市・県内外に発信していただいている。昨年は 59 名いたが、現在は減ってしまい 2 月末で 12 名ということになっている。

2 款 1 項 7 目 企画費

- 西本委員： 移住支援事業について、前年度よりずいぶん増額しているが、内訳について伺う。
- 総合政策課長： 一番大きいのは、東京 23 区または東京圏に在住し、勤務している状態で本市に移住した場合に、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市 4 分の 1 で補助する移住支援金について、昨年度予算 200 万円に対し今回 1,120 万円の計上をしている。令和 2 年度からの事業であるが、世帯 100 万円、単身 60 万円、世帯の場合子育て加算で子ども 1 名あたり 30 万円の金額が、令和 5 年度から 100 万円に改正となったことに加え、令和 4 年度の実績から、大きく増額し計上した。

2 款 1 項 11 目 情報管理費

- 坂倉委員： 職員用端末等機器借上とペーパーレス会議用タブレット端末借上の内容を伺う。
- 総合政策課長： 職員用端末等機器借上については、内部情報系の全職員用の端末借上料である。令和 4 年 3 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 55 回リースである。ペーパーレス会議用タブレット端末借上は、部長・課長が議会や常任委員会等の内部会議においてペーパーレス化に取り組むため、タブレット端末 30 台を借り上げる費用である。
- 坂倉委員： 職員用端末は更新のタイミングということか。
- 総合政策課長： 令和 4 年 3 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの毎月の 55 回リースについて、令和 5 年度 1 年分の計上である。

2 款 1 項 12 目 市内公共交通推進費

- 西本委員： 市内公共交通推進費の特定財源その他 3,500 万円の内容について伺う。また、デマンド交通に係る収支について、推移をどのように見込んでいるのか伺う。

- 財政課長： その他については地域振興基金からの繰入金である。
- 安全安心課長： デマンド交通おでかけ号と広域連携ゆうがおバスの収支の概要についてまとめた資料がある。運行の概要については令和3年度から旧町ごとに運行していた運行エリアの撤廃で乗り継ぎがなくなったこと、A I配車システム導入によるリアルタイム運行等運行方法の見直しにより利便性の向上が図られたところであり、登録者数も順調に増加している。一方、利用者等へのアンケート結果では、利用者数の増加に伴い予約が取りづらくなった等を理由に満足度が低下しており、新たな課題等が見えてきている状態である。運行業務については令和3年度から3か年にわたる債務負担行為設定をして株式会社石橋タクシーに委託している。下段の表で令和3年度実績と令和4年度見込みを記載している。令和4年度の状況について、委託料については事業開始年度に係る経費等が若干不要となり、前年比20万円減の3,399万2,000円である。令和5年度は令和4年度と同額を計上している。運賃収入については高齢者等の外出支援として無料券も含めた運賃収入である。前年比8万1,480円増の572万3,880円と見込んでいる。市の歳入となる運行に係る国庫補助金は算定式において交通不便地域の人数により求めた金額に加算する定額が前年の560万円から360万円に減額となったことなどから、前年比213万7,000円減の659万3,000円となる見込みである。令和5年度についてはこのように定額分が大きく年度内で変わることから低く見積もって519万3,000円を歳入として計上している。登録者数は前年比884人増の5,000人、新規登録者数は前年比306人増の908人となる見込みである。一人あたりの運行経費は委託料を利用者数で除して算出しており、利用者が増加したことなどにより前年比36円減の1,752円となっている。なお、令和3年度については、令和2年度と比べ、426円の増であり、要因として、2年度までは運行エリアをまたぐ場合には2回乗車したものとしてダブルカウントしていたが、3年度から運行エリア撤廃でカウント者数が減少したことにより、一人あたり運行経費が大幅に増加したものである。収支等の状況については以上である。5年度は3年間の委託が終了するため、次年度に向けて新たに業者の選定等行う時期に入ってくるため、課題を解決していくような形で引き続きデマンドの運行を実施していきたい。
- 西本委員： 使い勝手がよくないとの意見を耳にしている。1社に委託しており、委託業者も限界なのではないかと思うが、1社契約でなくてもよいものなのか。
- 安全安心課長： 現在は1社と契約しており、市内にタクシー会社による組合のようなものがあればお願いすることも可能かと考えている。
- 西本委員： 複数の会社と契約することは可能なのか。
- 安全安心課長： できないことはないと思うが、予約センターの配置や、業者への車両の割り振りなど難しい面がある。また、A Iによる配車システムも取

り入れていることから、可能性について検討していきたいと考えている。

延 会

— 第2号 —

- 日時 令和5年3月3日(金) 午前9時30分～午後2時14分
 ○場所 議場・議会特別会議室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	村尾光子	副委員長	○	松山裕
委員	○	坂倉司	委員	○	西本由利子
委員	○	石川信夫	委員	○	秋山幸男
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
総合政策部長	小谷野 雅美	総務部長	手塚 均
市民生活部長	直井 満	会計管理者	関 久雄
総合政策課長	伊澤 巳佐雄	市民協働推進課長	西松 治彦
総務人事課長	荻原 剛	財政課長	倉井 和行
契約検査課長	野口 政人	税務課長	長塚 章
安全安心課長	高山 正勝	市民課長	根本 宣明
環境課長	篠崎 国男	行政委員会事務局長	黒川 信夫

事務局			
職	氏名	職	氏名
事務局長	五月女 治	議事課長	篠崎 正代

- 議員傍聴者 五戸豊弘議員、加藤好雄議員、鈴木一司議員
 ○一般傍聴者 なし

4. 事 件

(1) 付託議案等審査について

議案第6号 令和5年度下野市一般会計予算【所管関係部分】

≪質疑・意見≫

[歳出]

2款1項13目 交通安全対策費

- 石川信夫委員：道路反射鏡設置・修繕について、設置数の見込みを伺う。
 ●安全安心課長：新規分20基、修繕で25基分を計上している。

- 石川信夫委員：毎年、地元からの要望には応えられている状況なのか。
- 安全安心課長：地元からの要望に応えられていない分があり、10基ほど令和5年度に繰り越している。そのため予算を10基分増額している。

2款1項13目 交通安全対策費

- 坂倉委員：門型看板撤去とあるが、門型看板とはどのようなものか伺う。
- 安全安心課長：市内に2か所ある、門型看板の撤去になる。道路の両側に柱を立て、梯子状の梁のようなものを道路をまたぐように取り付け、梁の両側に1メートル四方の看板を4つ設置し、交通安全や学童注意という文字を表示し、運転者へ交通安全の啓発をしている。
- 坂倉委員：交通安全の啓蒙活動を目的とするものと思うが、撤去することで意味がなくなるのではないか。代替品等は設置される予定なのか。
- 安全安心課長：撤去の理由として、平成3年と平成5年に設置されたもので、古いものは32年を経過して柱は錆等発生し老朽化している。安全対策上撤去を行う。効果については、ずっと同じ場所に立っているので運転者も慣れてしまい、効果も薄れている。再設置等は検討しておらず、その他の啓発活動を行っていききたい。
- 坂倉委員：設置箇所は、学童の通行や危険な場所であるため看板が設置されたのだと思うが、ゼブラゾーン等の対策をすればいかがか。
- 安全安心課長：1箇所は石橋地内の平成通り、雀の宮方面に抜ける道にある。もう1箇所は薬師寺地内、お達者クラブの東側に県道を跨ぐ形で設置している。両地区とも通学路にはなっていないと思うが、ゼブラゾーンや段差を付ける対策のようにスピード減速をさせるための啓発というよりは、日ごろからの運転者への注意喚起を目的に設置されたものと考えている。
- 坂倉委員：本来の目的が達成できたことによる撤去と捉えてよいのか。
- 安全安心課長：本来の目的が終わったということではなく、啓発活動は永遠に継続していくべきであると認識している。看板については30年以上経過し傷んでいることに加えて、今後の修繕や安全点検に大きな費用がかかるため、費用対効果を考え撤去するものである。

2款1項13目 交通安全対策費

- 石川信夫委員：自転車駐車場指定管理委託料について、昨年度より減額の理由を伺う。
- 安全安心課長：減額の理由について、新型コロナの影響で収支が赤字となっており、解消のため、委託先のシルバー人材センターの管理人数を見直し、人件費の削減をしたものである。
- 秋山委員：自転車駐車場について、現地調査を行ったが利用率が非常に低い。石橋駅についてはリノベーションすることで期待できるが、自治医大駅は

30%に満たない状況である。将来的に継続していくのか。石橋が終われば次は小金井駅・自治医大駅もなにか方策を持っているのか。あれだけの設備は不要であり、築24年経っている。当時は学生の通学もあったが、現在は送迎が多い。そのような中、学生の人数も減り将来的に増加の見込みはない。安心安全の面で送迎する形になる。人口減少、生活様式の変化に伴い利用者の減少は明らかである。あれだけの立地に敷地を残すのは問題があると思う。すべて撤去できないとしても、縮小して土地の有効利用などの方策が必要と思う。石橋のリノベーション完了後の他の駐輪場の方策について伺う。

- 安全安心課長： 小金井駅自転車駐車が28年、自治医大駅が24年を経過しており、30年を目安に大規模改修となる。今回、石橋駅については良い補助金があり改修できることになった。具体的な計画はないが、小金井駅、自治医大駅についても同じように大規模改修等に合わせてリノベーションという形で利用者の利便性を図っていきたい。
- 秋山委員： 黒字経営ができるよう、早急に整備計画を立て、縮小するなどの改修について方向性を決めてほしい。
- 石川信夫委員： 赤字ということだが3か所の収入も教えてほしい。
- 安全安心課長： 令和3年度は、石橋993万3,600円、小金井507万9,200円、自治医大681万9,850円である。収支の状況については、コロナの影響もあり、令和2年度は約940万円、令和3年度922万7,000円、令和4年度は見込みだが900万円弱と赤字が続く見込みである。令和5年度はコロナの行動制限もなくなるため、一定の回復は見込めるが、赤字は継続するものと思われる。

2款1項14目 自治振興費

- 坂倉委員： 自治会長謝礼については、年2回自治会長に支払う費用のことか。
- 市民協働推進課長： お見込みのとおり、自治会長事務報償費である。1自治会当たり均等割5万円、世帯割400円の支払いである。
- 坂倉委員： 以前は自治会の口座に振り込んでいたが、現在は会長個人の口座に振り込まれている。これを自治会の口座振込に戻すことはできないのか。
- 市民協働推進課長： 以前、自治会長は非常勤特別職として報酬を支払っていた。現在は報償費で、あくまでも個人の自治会長事務に対する謝礼のため、個人の口座に支払いをしている。一部自治会では会長の口座へ支払い後自治会の口座に振り替えているとの話も聞くが、市としては本人へ振り込んでいる。
- 坂倉委員： 制度上そのようにしかできないという理解でよいか。
- 市民協働推進課長： 令和2年度から会計年度任用職員制度導入に伴い、自治会長が非常勤特別職として委嘱できなくなったため、私人に対する報償費として個人の口座に振り込むこととなっている。

2款1項14目 自治振興費

- 西本委員： ボランティアコーディネーション力検定助成金について、予定人数と、資格取得者の活用方法について伺う。また、人材育成講座講師謝礼の内容について伺う。
- 市民協働推進課長： ボランティアコーディネーション力検定助成金について、検定3級の費用の1万2,000円の2分の1で、6,000円補助の4名分を想定している。昨年5月の市民活動センター開設に伴い、今まで以上にまちづくりを推進し、市民活動をより一層活発にするため、例えばセンターに勤務している会計年度任用職員等に検定を受けていただき、相談事業や人材育成事業に活用していただきたいと考えている。人材育成講座謝礼については、市内講師7,000円で7回分、市外講師1万円で5回分を計上している。
- 西本委員： 検定を受ける方が増えるといいが、勤務している方がとるとなると限られてしまうので、例えば人材育成講座でコーディネーター・ファシリテーター等をしていただくような活用も今後検討していただきたい。また伺った費用では年間4講座くらいになるのかと想像する。多くの人に集っていただく必要があり、もっと講座数を増やすことをしてほしい。
- 市民協働推進課長： 資格取得者の活用については、講座等と連携し、受験者数の増加と活用を検討していきたい。講座の回数について、今年度は県の出前講座や県の中間支援センター、ぽ・ぽ・らの支援により講師派遣により講座を開催しており、こちらは費用がかからない。講師謝金については、外部講師として民間組織等から講師を呼ぶ費用であり、令和5年度の講座について、回数を多く開催していきたいと考えている。

2款1項14目 自治振興費

- 松山副委員長： 街頭防犯カメラ設置費について、何件分を見込んでいるのか。また、これまでの実績と設置効果を伺う。
- 安全安心課長： 10件分、200万円で計上している。実績については、令和3年度は5件であり、補助額88万3,000円ほど、令和4年度はこれまでに5件決定しており、79万円ほどを予定している。効果的には、数字で測るのは難しいが、警察等への防犯録画の提供も年に数件あり、捜査等に活用されていると感じている。
- 松山副委員長： 新聞で報道されているが、強盗事件等が増えているので危険箇所を増やしていくようにしてほしい。
- 秋山委員： 防犯カメラの設置にあたり、優先順位はどのようになっているのか。
- 安全安心課長： ここ数年の状況では、防犯カメラの制度開始当初からは少なくなっている。申請者からの話を受け、要綱に則った形で対象の判断をして随時受け付けている。

- 秋山委員： 予算審議とは少し離れるが、市民から設置の要望はあるのか。
- 安全安心課長： 市民からの要望は特段抱えているものはない。都度受付しており、要綱と照らして決定している。
- 秋山委員： ゴミの不法投棄について、防犯カメラの設置要望を2月27日付けで環境課に伝えた件を市民から聞いている。ゴミをおそらくは車から放り投げていき、早朝カラスがきてゴミが道路に飛散していることから、防犯カメラ設置の要望が出ている。報告は受けていないのか。
- 環境課長： 環境課で受け、内容を把握している。不法投棄の対応についてということだが、市としてはごみステーションは自治会管理なので、防犯カメラは環境課では難しいが、要望があれば看板等の設置ができる。基本的には自治会管理者でお願いすると回答している。
- 秋山委員： 管理は自治会であるが、できないのである。24時間監視するわけにいかないため、防犯カメラで監視をすると。基本原則は自治会対応であるが、不法投棄等によりゴミが道路上に飛散した場合市民が片付けるのか。
- 環境課長： 路上であれば道路管理者となるので建設課所管となる。軽微なものは不法投棄監視員が巡回しているので発見すれば拾う。場合により、環境課へ電話で報告があれば、職員が直接出向いて処理することもある。
- 秋山委員： なかなかそのシステムが機能していない。タイムリーに片付けがなされていない。自治会長や関係者が処理しており、一度ならまだしも恒常的になっている。その方は安価な電池式の防犯カメラもあるため、永久ではなくとも設置することで抑止力が出ると提案している。警察にも不法投棄を相談するなど、現実に応じた対応をしていただきたい。この相談のあった箇所ではないが不法投棄があったとき、警察にも相談して最終的に捨てた人が認めたという話もある。看板だけでなく、強固に対応してほしい。
- 市民生活部長： 防犯カメラ等に関しては設置上の制約があると思うが、設置の要望のある自治会長と協議して前向きに検討していきたい。防犯の一方で個人のプライバシーも絡むことであるので、慎重に協議しながら進めていく。

2款1項14目 自治振興費

- 石川信夫委員： 防犯灯設置について件数を伺う。
- 安全安心課長： 令和5年度は55基分を計上している。そのほか、防犯灯の修繕として30基分、99万円を計上している。
- 石川信夫委員： 毎年60基前後の設置要望があるとのことであるが、55基分の予算ですべてに対応できる予定か。
- 安全安心課長： 今回55基計上しているが、昨年度は59基ということで例年より多い件数だった。例年では10～33基と推移しているので、まずは十分な予算と考えている。

2 款 1 項 14 目 自治振興費

- 西本委員： 下野市国際交流協会補助金について内容を伺う。中学生海外派遣事業について、事業の詳細を伺う。
- 市民協働推進課長： 国際交流協会補助金は国際交流協会事業運営のための定額補助である。中学生海外派遣事業は令和5年度、6年ぶりにドイツへの中学生派遣を予定している。中学生16名、1人当たり15万円の補助を予定し、派遣日数は、ドイツの現地には5日ほど滞在し、日本から出発して帰国まで7日間を予定している。
- 西本委員： 国際交流協会の事業内容を伺う。
- 市民協働推進課長： 活動内容としては語学講座や、クリスマスパーティー、国際交流員を交えたイースターエッグ事業やパパママイングリッシュ事業、ドイツ講座、ドイツの風物詩の展示・啓発事業を行っている。
- 西本委員： 市内在勤外国人の日本語講座も国際交流協会の事業に含まれるのか。
- 市民協働推進課長： 市民協働推進課に1名の国際交流員が在籍しているが、日本語教室は国際交流協会会員から市内在住外国人に対し、公民館等で毎週実施している。国際交流員は、ドイツや国際交流の啓発事業として、保育園・幼稚園に出向いての英語教室や、国際交流協会との合同講座や行事開催、広報紙やFMゆうがおでの啓発を行っている。
- 西本委員： 市内には外国人労働者も多いため、日本語を勉強する機会として企業等からの評判も良い。ボランティア側も充実していると聞いている。今後の共生社会の中で日本の制度の仕組みの理解に役立つため、共生社会に向けた運営補助について取り組んでいただきたいが方策はあるか。
- 市民協働推進課長： まさに多文化共生ということで、英語圏に限らず多国籍の方が市内にも多く転入している。英語が通じない外国人の方もいるため、日本語教室についても様々検討している。職員についても外国人への日本語対応に備え、まずは市民協働推進課の職員が県のやさしい日本語講習会に参加している状況であり、合わせて多文化共生について、他自治体の情報収集をしながら推進していきたいと考えている。

2 款 1 項 14 目 自治振興費

- 石川信夫委員： 老朽危険空家等除却促進事業について、見込み件数を伺う。
- 安全安心課長： 補助金50万円の2件分を計上している。
- 石川信夫委員： 強制的に撤去されるのか。
- 安全安心課長： 強制ではなく、あくまで所有者等からの申請により、取り壊しにあたっての補助をするものである。

[発言の申し出]

- 安全安心課長：先ほどの防犯灯の設置状況についての回答を訂正する。例年12件から33件との話をしたが、やはり例年60基前後の要望がある。予算は55基分だが翌年度に繰り越すことなくできている。また今回から、防犯灯推進管理事業で計上していた防犯灯修繕工事費を防犯灯設置事業へ移行したので万一の時にはやりくりで対応できると考えている。

2款1項15目 消費者行政費

- 西本委員：消費生活相談員の人数、相談件数、内容について伺う。
- 安全安心課長：消費生活相談員は2名配置しているが、学校等への授業や有給休暇への対応ということで、出勤ができない場合に備え1名の相談員の登録がある。令和3年度は337件の相談があった。相談内容としては、商品やサービス分野での相談が多く、中でも通信関係、商品一般、金融機関のサービス、食料品、教養娯楽等が主な内容である。
- 西本委員：相談員は資格等を必要とするのか。無報酬の1名について、報酬の検討はされたのか。
- 安全安心課長：国民生活センターが行っている試験による消費生活専門相談員の資格や日本消費者協会の消費生活コンサルタント、また日本産業協会の消費生活アドバイザー等の資格があり、登録している相談員はいずれかの資格を所持している。予算計上のない1名分は、出ていただいた際には他の2名と同様の報酬を支払う。
- 西本委員：件数が多く驚いた。外出できない高齢者の通信販売が増えることが見込まれるため、力を入れていただきたい事業であるので要望する。

2款1項15目 消費者行政費

- 石川信夫委員：消費者啓発講演会講師謝礼について、どのような方に支払うのか。
- 安全安心課長：消費者まつり開催時の消費者啓発講演会講師及び木工教室講師への謝礼として計上している。具体的な講師は、今後実行委員会で決定されるため、現在のところ未定である。

2款1項15目 消費者行政費

- 石川信夫委員：特殊詐欺撃退機器購入費補助金は何件分を見込んでいるのか。また、設置効果はどうか。
- 安全安心課長：1万円の補助金の100人分を計上している。昨今、申請件数が低下傾向のため、令和5年度は20人分を減額している。効果については、数字上で見ることは難しいが、一定の効果を感じている。

2款2項2 賦課徴収費

- 石川信夫委員： 預貯金等照会システム借上げの内容を伺う。
- 税務課長： 滞納者の預貯金の状況を調査するにあたり、これまでは各金融機関に文書で照会して処理していたが、現在 LGWAN を通じてデータで照会できるようになった。そのためこれまでは2週間程度回答にかかっていたが、一週間以内、早いと2、3日で回答が得られ、差し押さえ等に早急に着手でき、徴収率の向上につながっている。
- 石川信夫委員： 個人の口座すべてが照会できるのか。
- 税務課長： 各金融機関に照会をするような形であり、口座がなければ空振りということもある。
- 石川信夫委員： 口座があった場合、預貯金の差し押さえをするということか。
- 税務課長： 預金口座の現金を差し押さえ、換価し税金に充てることできる。

2 款 4 項 2 目 選挙啓発費

- 松山副委員長： 選挙啓発費について、18歳以上の若年層への新たな啓発活動は考えているか。
- 行政委員会事務局長： 18歳、19歳への投票啓発については、対象者に直接はがきを郵送して啓発している。
- 松山副委員長： 令和5年度から実施するのか。
- 行政委員会事務局長： 令和2年度の選挙から実施している。
- 松山副委員長： 新規事業ではないのか。
- 行政委員会事務局長： 新規ではない。
- 松山副委員長： 投票率向上に向けて、若年層への啓発活動を充実させてほしい。
- 行政委員会事務局長： 今後の対策として、栃木県選挙管理委員会において、仮称ではあるが若年層の投票率向上推進プランが示されることになっている。この内容も研究・検討しながら投票率向上に努めていく。

4 款 1 項 2 目 予防費

- 石川信夫委員： 狂犬病予防事業について、現在の登録頭数、接種見込み頭数を伺う。
- 環境課長： 令和5年2月末時点で登録数が2,838件。接種数が1,520件。接種率は53.56%になっている。
- 石川信夫委員： 令和4年度と比較すると登録頭数は減少しているのか。
- 環境課長： 実際の登録頭数が減っているかは把握できない状況である。コロナ禍で集団接種ができず接種率は下がっている状況にある。また、通常はありえないような30歳以上の登録があるため、死亡している場合には登録内容の確認の通知を出したところである。

4 款 1 項 2 目 予防費

- 石川信夫委員： 犬・猫の避妊・去勢手術費について、去勢手術の内容と予算の内訳を伺う。
- 環境課長： 犬猫のオスの去勢手術であり、避妊について犬 60 頭、猫 160 頭、去勢について犬 50 頭、猫 80 頭という内訳である。
- 石川信夫委員： 去勢手術の内容について伺う。
- 環境課長： 具体的な手術内容は把握していないが、望まぬ妊娠がなされないよう処置をするものと考えている。

4 款 1 項 3 目 環境衛生費

- 西本委員： 犬猫等動物死体回収・保管・処分について、内容を伺う。また、雑草等除去委託料の場所と対象を伺う。
- 環境課長： 犬猫等動物死体回収・保管・処分については、道路、公園、広場その他公共の場所において、犬猫の死体の処理を行う委託業務である。死体の収集運搬、一時保管、最終的に処分する業務である。また、民地の空き地等で雑草の繁茂があり苦情のあった場合に、所有者に苦情の件をお話しし、また料金を支払っていただければ市で受託するとして、民地において除草作業をするものである。

4 款 1 項 3 目 環境衛生費

- 坂倉委員： 斎場使用料補助事業について、補助金の積算内訳を伺う。
- 環境課長： 内訳として、火葬場 180 件、待合室 180 件、式場 5 件、控室 2 件を積算の数値としている。
- 坂倉委員： 補助金対象の内容ということで良いか。
- 環境課長： 基本的に小山聖苑については会員価格として安価に利用できるようになっているが、小山聖苑以外を利用した場合には全額立て替えていただき、その後申請をいただければ差額分を補助するものである。
- 坂倉委員： 小山聖苑の利用促進をした方が良いと思うが、それに向けた取組を行っているのか。
- 環境課長： 斎場使用は広域事業であり、合併前の旧石橋地区は宇都宮で共同処理を行っており、小山で共同処理していた旧南河内と旧国分寺の方はこれまでも小山聖苑を会員価格で利用できた。公平にするため旧石橋地区の方に差額分を補助するものであるが、小山広域の規約の改正に伴い来年度から石橋地区も含まれるようになり、小山聖苑で会員価格となるが、周知に一定の期間が必要として補助金を設けている。石橋地区で昨年度中に小山聖苑を使った方は補助が不要であり、その分減額した金額で計上している。
- 坂倉委員： 今後 PR をしていくということか。
- 環境課長： 一時的に補助は続くが、小山聖苑以外の利用については補助が出

ない方向で進めていく。

4 款 2 項 2 目 塵芥処理費

- 坂倉委員：クリーンセンター食物収集運搬業務委託事業委託料が、昨年度と比較し倍増している理由を伺う。
- 環境課長：斎場の関係でもお話ししたが、令和5年度から食物残渣のごみ処理やリサイクルについても市内全域が小山広域での処理となり、石橋地区が増えたことによる距離の面で運搬費の増、また、燃料費高騰による全体的な額の増である。
- 坂倉委員：小山広域保健衛生組合負担金が増額した理由も同じか。
- 環境課長：同様であり、具体的には石橋地区のごみ処理と斎場の利用である。石橋地区のごみについて、現在の小山広域の処理施設では処理できない状況であるので、今年度いっぱいクリーンパーク茂原も使用ができない。しかし小山広域を通じて外部搬出する形で処理する。民間施設での処理は単価が高額のため、ゴミ処理の部分だけで2億3,000万円ほどかかる。また、聖苑の分を合わせ3億円程度増加している。
- 坂倉委員：クリーンパーク茂原ごみ処理施設負担金の増額の理由も同じか。
- 環境課長：本来、負担金は下がるが、処理場での火災対応分が含まれている。通常は実績に応じて年度末に精算をするため前年度分がかかる。令和5年度は令和4年度の火災対応分が含まれる。令和4年度、茂原に持ち込めないのはステーション回収であり、直接搬入の場合は令和8年度まで受け入れてもらえることになっており、これに約1,600万円かかるが、火災中は処理ができず外部処理をしていたことにより1億5,600万円程度、また、茂原の復旧費用として5,200万円ほどかかり、合計2億円近く、合計で1億5,000万円程度の増額となった。

9 款 1 項 2 目 非常備消防費

- 石川信夫委員：消防防災用IP無線機借上料について、台数と無線の配備先を伺う。
- 安全安心課長：台数は70台分である。配備箇所は建設課等の庁内関係各課で13台、消防団に43台、第1次・第2次避難所に9台、貸出用として5台となっている。

9 款 1 項 2 目 非常備消防費

- 西本委員：女性防火クラブについて、活動内容と人数を伺う。
- 安全安心課長：地域の火災予防の普及徹底、防火思想の向上、安全でよりよい地域社会の実現に向け活動している。会員は現在96名であり、具体的には家庭での防火思想の普及、初期消火技術の向上、初期消火訓練の参加、防火の

啓発活動等を行っている。

- 西本委員： 人数の増減の傾向と、人数確保に向けた取組を伺う。
- 安全安心課長： 旧町ごとに支部を置き、各自治会からの推薦などにより構成されている。会員の人数は例年さほど変わらない。自治会に依頼するような形であるため改めて広く広報等を行っていない状況である。

9 款 1 項 2 目 非常備消防費

- 石川信夫委員： 準中型免許取得補助とあるが、消防ポンプ自動車は準中型免許が必要となるのか。
- 安全安心課長： 平成 29 年に免許制度が変わり、3.5 トンから 7.5 トンは準中型免許が創設された。現在配備している消防団消防ポンプ車は 5 トン前後となっているので、平成 29 年以降に普通免許取得された方は運転できない状況となっている。このため、免許を取得する際の費用の一部補助するものである。
- 石川信夫委員： 何名分の補助を計上したのか伺う。
- 安全安心課長： 限度額 10 万円で 5 名分の予算である。
- 石川信夫委員： 消防団員の中で準中型免許を取得していない人数を伺う。
- 安全安心課長： 令和 4 年 4 月 1 日現在で 1 名、令和 5 年度入団予定者で 2 名を確認している。

[総括質疑]

2 款 1 項 3 目 広報広聴費

- 西本委員： FMゆうがおの聴取率がとれないとの話であったが、会社に委託する、独自にする等方法はいくつかある。ラジオは個人ごとに聴取率調査がある。今後、金額の費用対効果を測る時にそのような方法を検討していただきたい。
- 総合政策課長： アンケート等で取るよりも、まずはなるべく多くの方に聞いていただけるように放送内容などの改善を行っていききたい。5 年ごと、10 年ごとなどに調査を行うなど検討していききたい。
- 西本委員： 費用が掛かっているものは検証することが必要と考えるため、今も魅力的な番組制作には努めていると思うが、一定の目標への到達がいつになるよう設定するか等、数字をもってある程度目標を立てて、届かなければ調査をする等して経営をしていただきたい。

22 款 4 項 3 目 雑入

- 秋山委員： ラジオの販売収入について、単価が変わっている。安価になったがどこでどのように変わったのか。在庫はどのくらいで、また完売した後の考えについて伺う。
- 安全安心課長： 防災ラジオは導入後 4 年を経過し、在庫数が多い状況である

ことから、監査委員の意見も踏まえ、販売促進を図るため、近隣市町の状況を鑑みて半額程度に値下げしたところである。在庫数は1,250台である。

- 秋山委員：在庫数を聞いて驚いた。ラジオを購入したいという気持ちを醸成することが必要である。防災の観点でラジオは有効だとして開設に至ったが、災害がないことは幸いだが、販売が少ないということは関心がない。また難聴地域がある。持ち歩いてすぐに聞けるというものでもない。屋内でも聞こえ方にばらつきがあり、生活の場でなかなか聞けない。市民がどこにいても聞けるように、改善はしているだろうが効果を確認するとか、自治会の班長など役職により貸与する人を増やすとか、今無償貸与している方へのアンケートで問題点を洗い出すとかして防災ラジオが有効活用できるよう対策していくべきである。
- 総合政策部長：防災ラジオは災害時の情報伝達を目的とし取り入れたものである。難聴地域の解消のため周波数を最大限に上げ、範囲を広げており、家の中でも窓際がよく聞こえる等、放送の中でお知らせしているが、今後も多くの方に聞いてもらえるよう努力していきたい。また自治会長や民生委員にも貸与しているが災害時のみでなく常日頃から聞いていただけるよう、番組内容を事業者とも協議していきたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第7号 令和5年度下野市国民健康保険特別会計予算

《質疑・意見》

[歳入]

1款1項1目 一般被保険者保険税

○石川信夫委員：1世帯あたり平均納付額を伺う。

●税務課長：19万5,410円である。

[歳出]

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第8号 令和5年度下野市後期高齢者医療特別会計予算

《質疑・意見》

[歳入]

1款1項1目 特別徴収保険料
普通徴収保険料

- 石川信夫委員： 1世帯あたり平均納付額及び人数を伺う。
- 税務課長： 被保険者 8,152 人で計算しており、1人あたり 7万 645 円である。

[歳出]

3款1項1目 後期高齢者健診事業費

- 松山副委員長： 人間ドック検診委託料について、何人分を見込んでいるのか。今年度の実績と合わせて伺う。
- 市民課長： 検診助成は補助額 2万 5,000 円の 40 名分を計上している。実績については、中間状況で 105 人である。

[発言の申し出]

- 税務課長： 先ほどの納付額について訂正する。現年分だけで計算すると 1人あたり 7万 534 円である。

- 松山副委員長： 現状で 105 人では、予算不足とならないのか。
- 市民課長： 先ほどの件について訂正する。人間ドック検診委託料について、1人あたり 2万 5,000 円で 160 人分である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第 9 号 令和 5 年度下野市介護保険特別会計予算【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]

1款1項1目 第1号被保険者保険料

- 石川信夫委員： 第1号被保険者保険料の人数と、1人当たりの保険料を伺う。
- 税務課長： 第1号被保険者の現年分について特別徴収、普通徴収合わせて 1万 5,850 人である。1人あたり 6万 5,678 円である。

[歳出]

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第14号 下野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第15号 下野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第16号 下野市犯罪被害者等支援条例の制定について

《質疑・意見》

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第17号 下野市情報公開条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第18号 下野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第19号 下野市消防団条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第20号 下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第21号 下野市国民健康保険条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

陳情第1号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情

[審査]

- 秋山委員：宗教とは心のよりどころだと思っているので特定の宗教にどうこういうわけではない。ただ、陳情項目の中で、宗教法人及びその関係団体との関係を遮断する内容の宣言・決議をしないこととある。信教の自由はあるので、どこに属していてもいいと思うが、今大きな社会問題になっていて国会でも様々に議論しており、家族や家庭が破壊されるようなことはあってはならないと思っているので、こうした内容の宣言や決議をしないというのはいかかなものか。団体との関係を調査・質問をしないとあるが、国会でも状況が把握できない中で家庭崩壊や首相暗殺という事案につながっている。私はそういった問題が起きれば宗教関係なく、調査をするのは自然の形であると思う。それをしないようにという意見であり、採択はできないという意見である。
- 西本委員：秋山委員の意見と同様、宗教そのものはよりどころであり、いけないものではないが、あれだけ大きな社会問題になり、テレビやマスコミで訴え

る個人があるにも関わらず、そこに何も手を付けるなというのは不自由である。自由のもとに宗教も言論もあるのに、そこだけこうしてくれというのは都合のいい話であり、どんな団体でも企業でも社会問題となれば責められるのは当たり前で、たまたま宗教団体だったという考えが普通であり、不採択と考える。

○坂倉委員：「宗教を理由とする差別」とあるが、誰も差別をしているようには思えない。誰もが平等だがなぜことさらに主張し、あたかもあなたたちは間違っていると言うような陳情なのか理解できなかった。逆に、自分の都合のいいようにやってくれと言われているような錯覚にとらわれる。あなたたちは特別というのではなく、皆平等で、あなたたちも平等ということで、内容が受け入れられないので不採択の意見である。

○石川信夫委員：1、2の部分は信教の自由を持ってほしいという内容で最もだと思うが、この時期においては関連性があり、不採択の意見である。

○松山副委員長：秋山委員と同様、信教の自由は認めている。不採択の意見である。

5. その他

なし

閉 会